

別表 建築物に関する基準（建築協定第6条関係）

	基準の内容
敷地の規模	① 敷地を分割する場合、その面積は165 m ² （50 坪）以上としなければならない。
建築物の用途	① 第1種住居地域に建築することが出来る建築物の用途とする。
建築物の規模	① 建築面積の敷地面積に対する割合は、10 分の 6 を超えてはならない。 ② 延べ面積の敷地面積に対する割合は、10 分の 20 を超えてはならない。